

○放置車両の確認事務の委託に係る申請等の取扱いに関する訓令

(平成17年7月19日島根県警察訓令第29号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）第20条の規定に基づき、放置車両の確認事務の委託に係る申請、登録、立入検査、受講、資格者証の交付等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請等の受理)

第2条 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第2条第1項の登録申請書又は同条第3項の登録更新申請書を受理したときは、登録（登録更新）申請受理簿（様式第1号）に記載するものとする。

(登録申請等に対する審査)

第3条 交通指導課長は、前条の受理に係る登録申請書等の記載内容に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第3項に規定する法人及び法人の役員（以下この条において「申請者」という。）の欠格事由の有無について審査するものとする。

2 法第51条の8第3項第2号イの審査に当たっては、日本国籍を有する申請者にあつてはその本籍地の市区町村長に対し、日本国籍を有しない申請者にあつてはその居住地の市区町村長に対し、身上調査照会書（様式第2号）により照会するものとする。

3 法第51条の8第3項第2号ロの審査に当たっては、日本国籍を有する申請者にあつてはその本籍地の市区町村長に対し身上調査照会書により、日本国籍を有しない申請者にあつては検察庁に対し前科照会書（様式第3号）により照会するものとする。

(登録等の通知)

第4条 細則第4条第1項の書面の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 細則第4条第2項の書面の様式は、様式第5号のとおりとする。

(登録の取消しの通知)

第5条 細則第7条の書面の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 交通指導課長は、法第51条の10の規定により登録を取り消された法人について、警察庁及び他の都道府県警察に対し、様式第7号により通知するものとする。

(報告の要求)

第5条の2 細則第8条第1項の報告要求書の様式は、様式第7号の2のとおりとする。

(立入検査をする職員の指定等)

第5条の3 交通指導課長は、所属の職員の中からあらかじめ法第51条の11第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）をする職員を指定するものとする。

2 交通指導課長は、立入検査をする職員が配置換えされたときは、指定を解除するものとする。

3 交通指導課長は、第1項の指定及び前項の指定の解除の状況を、立入検査職員指定簿（様式第7号の3）に記載しておくものとする。

(資料の提出の要求及び返還)

第5条の4 立入検査をする職員は、返還を要する資料の提出を受けたときは、受領書(様式第7号の4)を提出者に交付しなければならない。

2 前項の規定により提出を受けた資料を提出者に返還したときは、請書(様式第7号の5)を徴するものとする。

(立入検査の報告)

第5条の5 立入検査をした職員は、書面によりその状況を交通指導課長に報告しなければならない。

2 交通指導課長は、前項の報告を受け、立入検査をした法人に対し指導、監督等をする必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(受講申込みの受理)

第6条 交通指導課長は、規則第7条第1項の受講申込書を受理したときは、受講申請受理簿(様式第8号)に記載するものとする。

(修了考査合格者の管理)

第7条 交通指導課長は、規則第8条第3号の修了考査に合格した者について、受講申請受理簿に記載するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書等の受理)

第8条 交通指導課長は、細則第10条の駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書等を受理したときは、修了証明書再交付及び認定証再交付受理簿(様式第9号)に記載するものとする。

(認定申請の受理)

第9条 交通指導課長は、規則第10条第2項の認定申請書を受理したときは、認定申請受理簿(様式第10号)に記載するものとする。

(認定考査合格者の管理)

第10条 交通指導課長は、細則第12条第1項の考査に合格した者について、認定申請受理簿に記載するものとする。

(認定の拒否)

第11条 細則第13条の書面の様式は、様式第11号のとおりとする。

(駐車監視員資格者証交付申請の受理)

第12条 交通指導課長は、規則第11条第1項の交付申請書を受理したときは、駐車監視員資格者証交付申請受理簿(様式第12号)に記載するものとする。

(駐車監視員資格者証交付申請に対する審査)

第13条 交通指導課長は、前条の受理に係る交付申請書の記載内容に基づき、法第51条の13第1項に規定する申請者の欠格事由の有無について審査するものとする。

(駐車監視員資格者証の交付)

第14条 交通指導課長は、駐車監視員資格者証を交付した者について、駐車監視員資格者証交付者名簿(様式第13号)に記載するものとする。

(駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書)

第15条 細則第15条の書面の様式は、様式第14号のとおりとする。

(駐車監視員資格者証書換え交付申請等の受理)

第16条 交通指導課長は、規則第13条第1項の書換え交付申請書又は同条第2項の再交付申請書を受理したときは、駐車監視員資格者証書換え交付及び再交付申請書受理簿（様式第15号）に記載するものとする。

（駐車監視員資格者証返納命令の通知）

第17条 交通指導課長は、法第51条の13第2項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられた者について、警察庁及び他の都道府県警察本部に対し、様式第16号により通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号の政令で定める日の前日までの間におけるこの訓令の規定の適用については、「道路交通法」又は「法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行うことができる」とされる同条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則（平成18年5月12日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成24年7月6日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

様式 〔略〕